

## 平成28年度 木造住宅施工技術体制整備事業

### 木造住宅施工技術体制整備事業を実施する者に対する 補助事業の公募についての公示

平成28年5月23日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

この度、木造住宅施工技術体制整備事業を実施する者に対する補助事業の公募を開始しますのでお知らせします。

本事業は、木造住宅供給の担い手となる大工就業者が減少・高齢化する中、リフォーム市場の規模拡大に対応し、良質で多様な木造住宅ストック形成を図るため、木造住宅の新築のみならず既存住宅の性能向上リフォームを担うことのできる施工技術体制の整備等の取組みを実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、木造住宅等の生産体制の強化を図るものです。

#### 1 補助対象とする事業の内容

次の(1)または(2)のテーマのいずれかに該当する、木造住宅施工技術体制整備に向けた取組。

##### (1) 総合的・体系的な技術・知識を備えた木造施工技術体制整備事業

新規に大工技能者となり、木造住宅の新築及びリフォームを担おうとする者を育成するために実施する、総合的・体系的な技術・知識を備えるのに必要な実技指導及び木造住宅技術全般の講習に要する費用に対して支援を行う。

##### (2) 性能向上リフォーム施工技術体制整備事業

大工技能者が性能向上リフォームを担えるようにするのに必要な講習に要する費用のうち、テキスト作成及び実大模型作成に要する費用に対して支援を行う。

※ 本事業により実施する技術講習又は実技指導においては、必ず受講者等に適切な参加費用を求めることとする。

※ 長期間重点的な育成を行うものについては、対象外とする。

## 2 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成28年6月中旬から平成29年3月上旬（予定）

## 3 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全てを満たす者であることを要件とする。

- (1) 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

## 4 公募要領の交付期間及び担当部局等

### (1) 交付期間

平成28年5月23日(月)10:00から平成28年6月10日(金)18:00まで

### (2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 佐々木

電話 03-5253-8111(代) (内線 39422) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール sasaki-t23c@mlit.go.jp

### (3) 方法

上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって配布

公募要領の交付を希望する場合は、予め(2)の担当まで事前連絡を行うこと。

## 5 応募書類の提出期限、場所及び方法

### (1) 提出期限

平成28年6月13日(月)18:00まで(必着)

### (2) 場所

4(2)に示す担当部局

### (3) 方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合はA4サイズとし5部（やむを得ずA4サイズ以外の資料を添付する場合は10部）、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System 一太郎 Government7」 「Microsoft Word2013」

「Microsoft Excel2013」 「Adobe Acrobat ReaderXI」 以前に限る。

- ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
  - ・ 印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。
- ※ 応募に関する質問は、公募要領に記載した方法（電話、FAX又は電子メール）にて受け付ける。（来訪等による問い合わせには対応しない。）

## 6 審査・採択方法

提出された提案書等について、学識経験者等で構成する評価委員会において書類審査等による評価を行い、一定の評価を得た提案書等を提出した者を当該事業に係る平成28年度予算の範囲内で採択する。

## 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は4(2)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった応募書類は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を応募書類を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領等による。